

令和4年2月理事会議事録

- 1 開催日時 令和4年2月28日（月） 15時01分 ～ 16時46分
- 2 場 所 社会保険診療報酬支払基金本部
- 3 出席者
- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| 理 事 長             | 神 田 裕 二   |
| 専 務 理 事           | 神 山 浩 一   |
| 公 益 代 表 理 事       | 山 本 光 昭   |
| 同                 | 佐 藤 裕 一   |
| 保 険 者 代 表 理 事     | 木 倉 敬 之   |
| 同                 | 鳥 海 孝 治   |
| 同                 | 長 尾 健 男   |
| 同                 | 北 原 省 治   |
| 被 保 険 者 代 表 理 事   | 安 原 三 紀 子 |
| 同                 | 伊 藤 彰 久   |
| 診 療 担 当 者 代 表 理 事 | 猪 口 雄 二   |
| 同                 | 松 本 吉 郎   |
| 同                 | 松 本 純 一   |
| 公 益 代 表 監 事       | 塔 下 和 彦   |
| 保 険 者 代 表 監 事     | 吉 田 雄 彦   |
| 被 保 険 者 代 表 監 事   | 田 中 伸 一   |
| 診 療 担 当 者 代 表 監 事 | 篠 原 彰     |
| 常 任 顧 問           | 山 崎 章 一   |
- 4 議 題 1 議 事
- (1) 支払基金定款等の一部変更（案）
  - (2) 令和4事業年度社会保険診療報酬支払基金事業計画（案）
  - (3) 令和4事業年度審査支払会計収入支出予算（案）
  - (4) 令和4事業年度保健医療情報会計収入支出予算（案）
  - (5) 保険者との契約の改定（案）
- 2 報告事項
- (1) 高崎オフィスモデル事業における在宅審査・在宅審査事務の試行的実施結果
  - (2) 第26次審査情報提供（医科）及び第21次審査情報提供（歯科）

- (3) 令和3事業年度特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係特別会計収入支出予算変更の認可

### 3 定例報告

- (1) 令和3年12月審査分の審査状況
- (2) 令和4年1月審査分の特別審査委員会審査状況

## 5 議事内容

(理事長)

ただいまから理事会を開催する。

本理事会の議事録署名者として、鳥海理事、安原理事にお願いする。

また、本日は、被保険者代表の古川理事、診療担当者代表の遠藤理事が欠席である。

現在、福田理事が遅れて出席の予定ということであるが、現時点で、理事会の構成員である理事長及び理事の総数16名のうち、13名の出席を確認しているので支払基金定款第21条第1項に規定されている定足数を満たしており、本理事会が成立することを申し添える。

それでは、議事に入る。

まず、議事(1)支払基金定款等の一部変更(案)について、お諮りをする。

事務局から説明をする。

-----事務局から資料説明-----

支払基金定款等の一部変更(案)について、審査事務集約関係の審査事務組織の整理、審査の質の向上に資する体制、審査委員長会議等の定款への規定化、審査運営協議会の設置、本部の執行体制の強化、令和元年度の基金法改正関係の手数料の算定要件、データ分析等の業務に関する専門的な知識を有する者の意見を聴く要件、医療介護総合確保法改正に伴う医療機関等情報化補助業務関係業務方法書の改正(案)の議決事項について説明。

-----

(理事長)

それでは、ただいまの定款変更について、質問、意見等があればご発言ください。

(被保険者代表理事)

理事長特任補佐を定款の本則に規定するという提案について、現状の定款では、専務理事は、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときには、その職務を代理し、理事長が欠員のときにはその職務を行うとあり、理事長を補佐する役割があると思っているが、我々理事についても定款では、理事長の定めるところにより、理事長及び専務理事を補佐して基金の業務を掌理しとなっている。今回の特任補佐の位置付けは、基金の特に重要な課題について理事長の命を受け理事長を補佐するとあるが、この特に重要な課題について、現状、専務理事には権限をおろしていないのかということと、担当理事というのは、特に定めていないのかということを確認したい。

(事務局)

専務理事、あるいは理事というのは、定款の中で役員として職務が定められているが、理事長特任補佐、執行役等は職員であり、そのうち理事長特任補佐は、理事長の命を受けて所管する関係部にとらわれず業務を執行するところが執行役とは違う。また理事長特任補佐は現在二人いるが、支払基金改革担当の理事長特任補佐は、支払基金改革を強力に推進するため理事長を補佐して組織横断的な判断をしながら関係方面や厚生労働省、さらには規制改革推進会議との調整を行う実務的な総括を職員のトップとして行う。

もう1人のデータヘルス担当の理事長特任補佐は、基金法の改正によって、ビックデータの収集・整理・分析及びその他結果の活用に関する固有の業務が追加されたが、今後、厚生労働省から受託するこういった各種データヘルス関係事業の進捗管理を行うとともに、業務全体を俯瞰しながら専門家の研究者の意見を聴いて、医療関係者等のニーズに応える事業を進めるということのために設置したものである。このように理事長特任補佐は、職員のトップとして理事長を補佐し、ハイレベルな調整を行うため設置したものである。

(被保険者代表理事)

専務理事と理事の役割であるが、支払基金改革とデータヘルスについては、専ら理事長が担っていて、専務理事とか担当理事とかは置かずに行っているのかお聞きしたい。

(理事長)

ご指摘の点については、役員の担当というのは決めている。理事と理事長特任補佐の違いは、支払基金改革も理事長を中心とする改革のプロジェクト

クトチームを設けて進めている。理事は役員であり、最高意思決定機関である理事会の議決権もあり、私を補佐して業務を掌理するとなっているが、理事長特任補佐は役員ではないので、あくまでも職員という立場で、私の命に従ってデータヘルスや支払基金改革という重要分野について、担当省庁や、例えば、データヘルスであればデジタル庁、あるいは基金改革であれば厚生労働省や規制改革会議などとの調整をハイレベルで行ってもらおうということであり、幾つか明確な違いがある。専務理事などは代表権があるが、当然のことながら、特任補佐にはそういうものはなく、先ほど言った私との関係で言えば、役員は補佐、特任補佐は私の命令ということであり、その点、役割は明確に違うと考えている。

#### (被保険者代表理事)

専ら理事長を補佐するとする専務理事や理事も支払基金改革やデータヘルスについても担っているのであれば、特任補佐というのは、理事長だけを補佐するべきではないのではないかと思う。これまでは、臨時的に時的に設置するものであったので、それほど機構上の詰めた指摘はあまりしてこなかったが、これを常設とするのであれば、なぜ理事長を補佐する役員がいながら、特任補佐というのは、理事長だけを補佐するというにすることなのか。専務理事や指名された理事に特任補佐の知見が十分反映されないということになれば、専ら理事長の判断ということ、権限を専務理事などに下ろすことにあまり実効性がなくなっていくようなことも考えられるので、この辺の役員の権限分掌とそれを補佐する機能というものの関係について、もう少し整理したほうがいいのではないか。

#### (理事長)

重要事項については、理事会で議決をし、理事は、業務全般について議決に関わり、業務を掌理するという立場にある。担当というのは、決めてはいるが、持ち分にかかわらず広く重要事項については、審議、議決に関わるという立場であると思っている。

業務の執行については、理事会で最終的に意思決定をした上で決めていくので、理事長特任補佐は重要事項について、関係省庁、あるいは関係者との調整について、ハイレベルで組織横断的に調整をする、あるいは対外的な調整業務も担うということ、私の補佐をしてもらうということにしている。

最終的には、私自身も理事会の決定に従って業務を執行するわけであり、最高意思決定機関である理事会の議決を踏まえて、私が最終的に支払基金を代表して業務を実施していく上で補佐をしてもらう関係だと理解をしている。実態的な運営については、プロジェクトチームを設けて、理事も特

任補佐も一緒に情報共有をしながら進めているので、情報の共有や、判断については、しっかり共有をして進めていきたいと考えている。

(被保険者代表理事)

最終的な決定が理事会で行うという点については、変わらないと思っている。ただ、補佐する役割が、従来から専務理事と理事にあるにもかかわらず、職員である補佐を理事長について常設するという点について、どこまで理事長の権限をおろしているのかということが理事会、我々のほうではよく分からない。理事長特任補佐というものを常設する必要性というのが、理解し切れていないというところがある。

加えて、これは完全な意見であるが、今回の支払基金改革と、データヘルスで基金に情報も集中し、たくさんの業務が追加になっている中で、理事長への権限の集中と膨大な業務の追加ということが行われるわけだが、理事長をはじめとする役員、理事長特任補佐を含めて、いわゆる経営陣に対する実効性の高い監督体制が必要になってくると思う。企業の場合は、コーポレートガバナンスコードで外部監査体制などが求められたりしている。国の独法でもかなりガバナンスのことは、工夫がされていると思う。

基金では、四者による外部監査体制みたいなものがあるが、権限の集中に合わせてこの点についても再検討が必要ではないかと思う。

(理事長)

ご意見に感謝申し上げます。

必要性で言うと、一般の業務に関して言えば、まさに理事会で議決された事項に従って、私が代表をして理事の補佐を得ながら業務を遂行し、掌理していくということであるが、理事長特任補佐を設けている分野というのは、とりわけ関係者、関係省庁との調整が非常にクリティカル、重要な分野であると考えている。支払基金改革に関して言えば、厚生労働省もそうであるが、規制改革会議、また今で言えば、行政改革会議などとの調整も必要になっている。これを全て役員が出て調整をするということであると、非常に業務がなかなか回らないというのが実態である。したがって、そういう関係部署、関係省庁、関係者とハイレベルで調整をする必要がどうしてもある。そういう分野について理事長特任補佐を配置している。

データヘルスについても同様であり、厚生労働省もそうであるが、デジタル庁や、今後、様々な事業を実施していくためには、国保中央会等との連携も必要になる。

したがって通常の業務と違い、関係者、関係省庁等との調整が非常に重要な分野について、全て役員が出て調整をするというのは、なかなか難しいところがあり、なおかつハイレベルで調整をするということの必要性が

高い分野について、私の命令で調整業務に当たるなど、理事会に諮った上で任命をしてきたことであり、具体的な必要性については、今申し上げたようなことかと思っている。

監督についてであるが、特に今後、私もそうであるが、本部を中心とした業務実施体制を構築するということであり、監事の監査ももちろんであるが、内部監査も受けており、監査法人による会計監査、また、内部統制の枠組みというものをつくり、潜在するリスクについては、あらかじめ洗い出した上で、リスク管理をしていく体制を敷いており、決して独断専行というようなことがないように、しっかりと監督・監視はした上で、適正に業務執行をしていきたいと考えている。

他に、質問、意見等があればご発言ください。

#### (保険者代表理事)

スライド5の審査事務組織の整理に関する定款への記述の、枠外※にある審査事務センターの分室4か所について、一昨年(令和2年)3月31日付での審査事務集約化計画工程表の中に、審査事務センターは全国10か所程度ということであったと思うが、しかしながら、人事ローテーション、通勤等々もあり、定着状況等を見ながらおおむね10年をめどに廃止を検討するという記述になっていた。そういったことからすると、定款の附則の中にもおおむね10年をめどにといったことは記述することが適当ではないのかと思うが、いかがか。

#### (事務局)

ご指摘のとおり令和2年3月の支払基金が出した工程表では、おおむね10年をめどに人事ローテーションの定着の状況を踏まえて廃止と明記されている。その後、令和2年7月に閣議決定した規制改革会議実施計画では、集約の審査実績や業務の効率を踏まえながら、その廃止を検討するとともに、その後において計画を最終目標とするのではなく、継続で見直すとされている。さらにその後の厚生労働省や与党との調整において、10年をめどに設置する四つの分室は、デジタル化や働き方の一層の進展を踏まえて、速やかな廃止を検討すべきとされている。

そういった速やかに検討せよというようなことを指摘されている中で、例えば、おおむね10年をめどに廃止というような記載をした場合、かえって10年間存置するのではないかというような議論を喚起するのではないかということもあり、こういった記載をしたということである。

#### (保険者代表理事)

そうであれば、当分の間と言うと、10年なのか、20年なのか、30年なの

かということにもなりかねない。

おおむね10年という記述であれば、デジタル化等の一層の進展や今おっしゃったようなことを踏まえた前倒しをしていくということは、当然この理事会等々でもご説明をいただいて、提案という形になろうかと思う。そういうことからすれば、今決められている我々のほうで確認をさせていただいている改革工程表にのっとった定款にするというのが適当ではないのかと思う。

(理事長)

支払基金の理事会としては、おおむね10年の経過措置ということで決定をした。

しかし、厚生労働省、国保中央会と一緒に決定をした今後の取組という工程表上は、10年にこだわらずにICT化の状況とかを勘案しながら速やかに廃止することを含めて検討するとされており、逆に10年と書くことが10年間は残すという意思表示になるのではないかということ、私どもの改革工程表が出された後に調整が入っており、理事の懸念は10年を超えて設置されるのではないかということかと思うが、私ども基金と厚生労働省、国保中央会の三者連名のクレジットで、速やかな廃止も含めて検討するとなっており、そこは当分の間と書いてあるが、10年を超えてということは考えていない。むしろ、10年と書くと、10年間は残すというようなことになってしまうので、そこは、当分の間と書いてあるが、10年にこだわらずに状況を見て、それより前に廃止できるのであれば、廃止できるという趣旨で当分の間と書いてあるとご理解をいただければと思う。

(保険者代表理事)

そのような状況であるというのは理解をさせていただいたが、基金として4,300人いた職員を令和7年3月で3,500人までにするというようなこともあり、当初の計画よりも前に削減していくことについて実行するのはなかなか苦しいのかなと思っている。その辺のところは、ICT化の状況等を見ながらやっていくというようなことであれば、これからの基金改革の中での分室の在り方も含めてスピード感を持ってやっていくということを、国保中央会とも連携を図りながら、今後進めていくということをアナウンスしていただければと思う。

(理事長)

ご指摘を踏まえて、既に支払基金と厚生労働省、国保中央会のクレジットで、今後の取組という工程表を出しており、その中でICT化の状況、業務効率化の状況なども踏まえながら、それより早い廃止も含めて検討すると

なっているので、それは既に支払基金としてもコミットしてそのように約束しており、10年を延ばすということではないので、まさに業務の状況を、実施状況を見ていく中で、そもそも分室を設けた意味というのは、例えば、集約される新潟から東京とか、埼玉だけが集約する支部だと、新潟の職員というのは全員転居しなければならないが、群馬に分室を設けることによって、通勤の選択肢ができるという配慮もあって分室を設けたわけである。職員の状況が改善をして、多くの職員が転居していいということになれば、分室も廃止していくことも可能となるので、状況を見ながら、具体的にいつ廃止ができるのかを判断していくべきであると考えている。決して延ばすということを考えているわけではなく、業務の状況をきちっと検証しながら、分室を廃止するというを10年と言わずに前倒しするということも含めて検討していきたいと考えている。

他に質問、意見等があればご発言ください。

(保険者代表理事)

スライド8「集約後の組織体制」の図に関して申し上げる。この図は参考という位置づけで、集約後の組織運営体制を示そうとしたものだと理解している。但し、各々の組織がどのような位置関係にあるかという点と、各々の機能がどのような関係にあるかという点が混在して示されている。一枚で表そうとするとこのような形になるのかもしれないが、却って曖昧で分かりにくいところもあると感じている。後々誤解を生まないためにも、もう少し関係性を分かりやすく、明確に描いて頂いたほうが良いと思う。

(理事長)

ご意見として承らせていただく。

他に、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

他に、質問、意見等がないようであれば、原案のとおり決定することとしてよろしいか。

(異議なし)

特段の異議がないようであれば、原案のとおり決定し、厚生労働大臣宛て認可申請の手続を行うこととする。

先ほどの審議の中でいただいたご意見については、今後、ご意見を踏まえて、ご説明をさせていただきたいと思っている。

それでは、続いて、議事(2)令和4事業年度社会保険診療報酬支払基金事業計画(案)及び(3)令和4事業年度審査支払会計収入支出予算(案)について、一括してお諮りをする。

事務局から説明をする。

-----事務局から資料説明-----

令和4事業年度社会保険診療報酬支払基金事業計画(案)について、新しい組織体制の確立に向けた取組、保健医療情報等の活用に関する取組、安定的な業務運営に向けた取組及び令和4事業年度審査支払会計収入支出予算(案)について、事務費勘定、高齢者医療制度円滑導入勘定の議決事項について説明。

(理事長)

それでは、ただいまの令和4事業年度社会保険診療報酬支払基金事業計画(案)、令和4事業年度審査支払会計収入支出予算(案)について、質問、意見等があればご発言ください。

(被保険者代表理事)

スライド20の組織改革の実施の組織編成と最適な人員配置について、5月に内示ということだが、内々示が去年出た後に退職の動きも出ていていると聞いた。今はワークライフバランスの確保が非常に重視されている中で、やはり家族がどこの学校に通うかなどの予定を立てていくということは、生活の中で大変重要なことである。基金で大規模な転地異動が発生するのは初めてで、職員にとっては非常に重要な問題だと思う。このローテーションサイクルなどの人事配置方針、勤務の年数が何年ぐらいになるのかとかといったことは、あらかじめ、内示が5月だとしても、なるべく早く示せないものなのかと、私は労働組合の立場なのでそう思う。ローテーションサイクル等の人事配置方針を示すこと自体が5月のことなのか、それは先でできるが個々の内示というのは5月なのかというようなことについて、お聞きしたい。

次にスライド29の定年延長及び定年後再雇用制度の運用について、特に組織運営に関し豊富な経験及び能力を有する職員について特例的に定年を延長というようなことが書いてあるが、高年齢者雇用確保措置とは、厚生労働省が出している指針では、ここは高年齢者のニーズに応じた措置を講ぜられるようにすることが望ましいということで、過半数の労働組合の同意が望ましいとされている。対象者の基準を定めることも認められているが、その基準の策定に当たっては、労使間で十分に協議を行って、同意を

行うことが望ましいということになっている。

十分な協議のうえで定められたものであっても、事業主が恣意的に高年齢者を排除しようとするなど、法の趣旨や、他の労働関係法令に反する、または公序良俗に反するものは認められないとされている。

働く意欲がある誰もが、年齢に関わりなく、その能力を十分に発揮できるよう、高年齢者の活躍できる環境整備を図るという法の趣旨を踏まえて、ぜひこの高年齢者雇用の考え方は立案されるべきだと思っている。

最後に、先ほど、退職給付引当預金のところは、スライド41にあるように、繰入計画がずっと満たしていないような状況が続いてしまうことについても、5.4億円、欠けてしまうということで、やっぱりこういうところは職員のモチベーションにも影響しかねないし、事業収入の事業費の足りない分を退職給付の繰入額の抑制で何とかしてしまおうというのは、我々の立場で言えば、これはいいことではない。繰入計画の中で欠損があるが、そこはぜひ留意していくべきだと思う。

#### (公益代表理事)

まず、人事配置のローテーションの件であるが、今回、職員の個々の事情に配慮しつつ、業務の必要性でセンターといったことで、内々示を行い、5月にはっきりと内示を行うが、行って、帰ってくるというサイクルについて、今検討している最中である。例えば2年がいいのか3年がいいのか。また、逆に、その枠が無ければ戻れないということもあり、個人の事情に配慮しつつ、どのようなサイクルで動かすと業務が効率的に回るのかといったことを検討している。

早めに提示できればと思っている。5月の内示のところでできるかどうかを調整し、職員には早めに説明したいと思っている。

また、定年制延長については、もともと国家公務員の定年制延長に伴い、支払基金でも検討しているが、今定員削減といったフェーズもあり、その中で、定年を過ぎた人の再雇用について、その現職のときの能力、経験を生かすということで採用しているが、これら、いろいろな制度については、ご指摘のとおり、労働組合ときちんと協議をしながら進めていきたいと考えている。

#### (理事長)

3点目の部分については、仰るとおり、退職給付引当預金を取崩しして通常の業務経費に充てていくというのは、あるべき姿ではないと思っている。

基本的には、令和2年度に新型コロナの影響があり、手数料収入が100億円減収になり、やむを得ざる緊急措置としてそのようにさせていただいた。令和3年度も僅かしか繰入れできないということであるが、令和4年度

以降、財政運営を正常化していきたいと思っており、ご指摘のように、退職給付引当預金を取崩しして業務運営経費に充てていくということについては、できるだけ避けるようにしていきたい。

スライド42にもあるが、実は、債務に対する積立比率は、一律何%でなければならないという基準があるわけではないが、ご覧いただくと分かるように、支払基金は退職給付引当預金を除くと、一時的に持っている資金以外は土地、建物しかなく、仮に、一気に職員が退職すると、土地、建物を売却しないと退職金が支払えない財政状況である。

積立比率が低くなっていけば、毎年の退職者に応じて審査支払手数料で退職金をお願いせざるを得ないと、非常に不安定な財政運営になり、あるべき姿ではない。一定の考え方をもって安定的に退職金を支払っていくということからすると、やはり一定比率では引当預金を持っておく必要があると考えており、ご指摘を踏まえた運営にしていくように努力していきたいと考えている。

(被保険者代表理事)

丁寧な退職給付の説明していただいた。ぜひそのようにしていくべきだと思っている。

ローテーションサイクルは、今の話だと、5月の内示にも間に合わない可能性があるように聞こえたが、先ほど言ったように、それはもちろん、個々の異動については空きが出ないというところあると思うが、人事方針、人事配置方針というのは、それはそれで当然定めて、それになるべく沿う形で対応していくということ。そういう、そこら辺があらかじめ早めに示すということが、職員に安心を提供できるのかなと思うので、努力するという話であったので、ぜひそうしていただきたいと思う。

(公益代表理事)

ご指摘のとおり、職員の安心のためにも、早急に検討した上で、5月の内示のときに職員に説明できるように進めていきたいと考えている。

(理事長)

ご指摘に感謝申し上げます。

他に質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

他に質問、意見等がないようであれば、令和4事業年度社会保険診療報酬支払基金事業計画(案)、令和4事業年度審査支払会計収入支出予算(案)

について、原案のとおり決定することとしてよろしいか。

(異議なし)

特段、異議がないと認め、原案のとおり決定し、法令の定めるところにより、厚生労働大臣宛て、認可申請の手続を行うこととする。

それでは次に、議事(4)令和4事業年度保健医療情報会計収入支出予算(案)について、お諮りをする。

事務局から説明をする。

-----事務局から資料説明-----

令和4事業年度保健医療情報会計収入支出予算(案)について、事務費勘定、高齢者医療制度円滑導入勘定の議決事項について説明。

(理事長)

それでは、ただいまの令和4事業年度保健医療情報会計収入支出予算(案)について、質問、意見等があればご発言ください。

(保険者代表理事)

この保健医療情報会計の事業計画も含めて、こういう方向性であることは、厚生労働省からも大きな流れは医療保険部会等でも我々も委員として聞いてきており、大きな方向性に異論があるわけではないが、具体的なこの予算、予算状況であり、少し確認をさせていただきたいと思う。

資料のスライド66、67、68について、スライド68にはスケジュール感も入っているが、このオンライン資格確認のネットワーク基盤の活用について、厚生労働省の利活用の拡充の方向性が示されたわけだが、具体的に各年度にどうやっていくか。これは毎年の国の予算等も伴い決定されていくので、支払基金は補助金という形で受け、こういうことを開発し運用してほしいということで降りてくる。このオンライン資格確認の基盤については、医療保険者が運営費の負担をしていこうということで始まり、各保険者の加入者数の按分ということでやっているものであり、毎年の契約を医療保険者と支払基金の間で交わしている。今後の基盤の利活用は、この運営費のあり方に影響するものであり、少し確認をさせていただきたいと思う。

この広げていく方向の具体化については、医療保険部会のほうでも、我々の団体としても理事長のほうから、全体の方向性と受益者、これは必

ずしも被保険者だけではなく、これからは医療扶助のような公費負担の世界の方々も利用されるということも含めて、このネットワーク基盤ができたからこそ利用できる分野も増えていくわけであり、ネットワーク基盤の運用に当たっての費用負担というものは、受益者が負担をするという原理原則を明確にしながらやっていくべきではないかということを繰り返しお願いしているが、なかなかそこが明確に国の場では示されていない。

スライド68でいうと、医療扶助も社会・援護部局が導入していくことで、補助金も交付され、1年後、令和5年度のテストが終わった後、令和6年度に運用開始を予定ということになっているが、これがオンライン資格確認のネットワークを使われるのであれば、それに受益者として、自治体の皆さんも入ってこられるのかなと思うが、その説明は、保険者として、まだ厚生労働省から受けていない。

スライド68の一番下の電子処方箋は、医薬・生活衛生局が進めており、我々も理事の皆さんで委員に入っている方も多いと思うが、ここにあるように、検証運用期間、令和5年1月の運用開始とあるが、検証して、1年程度で検証した上で運用をやっていくということとされている。これについては、各保険者のほうも、まずは国費をもって普及を図った上で、保険者の運営費の負担を考えていくべきだをお願いしている。この運営費については、支払基金が医療保険者から負担を求めるということについて、今回、新たに支払基金法改正案をこの国会に提出し、可決されれば、根拠をそこに求めて運営費負担を求めていくということだと思うが、これがオンライン資格確認のネットワークを使う新たなケースで、今後はさらにいろいろなものが加わっていくのだろうと思う。

自衛官診療証、これは自衛官の共済組合証に当たるもので、今までつながっていなかったのが、運営費を負担してそれに入ってくる、それから訪問診療等モバイル端末とマイナンバーカードの確認ができるようにするという事も始まる。

保健医療情報の提供の充実についても、救急時閲覧や手術の記録なども見られるようにするという事で、クラウドの拡充も図るという説明を別途聞いているが、これは基盤整備ではなく、運営費の契約におけるクラウドの利用を増やしていくということで保険者の運営費負担が増える。

事業主健診や職域の診療所等の基盤利用も今後考えられると聴いている。色々申し上げたが、要は支払基金と我々の間で契約を交わすに際して、毎年度、基盤の利活用の対象を増加していくのであれば、その大元のオンライン資格システムの整備費やその後の運営費の在り方、国費での補助金との分担の在り方ということが、十分整理されていない分野も多々出てきており、支払基金だけをお願いすることではないが、厚生労働省保険局だけではなく、社会・援護局や医薬局など含めた部局と、受託してシステム

を開発し運営される。支払基金との間でも、オンライン資格確認のネットワーク基盤の利活用の運営費の在り方を明らかにしながら進めていただきたいと思う。

単年度だけの基盤整備について異論を差し挟むものではないが、この後につながる、スライド68の矢印の後につながる部分について、誰が負担していくのかということが、支払基金の理事としても気になるので、今後の大きな方向性について、もしお考えがあればお聞きしたい。

(事務局)

オンライン資格確認の拡充、オンライン資格確認で確認できる範囲が増えるという部分、例えば、医療扶助などがその例だと思うが、例えばこういう機能を開発した後に、それをリリースして利用するということになる、その際必要となるランニングコストの負担、こちらについては、新たに拡充となる資格確認について、その事務を所管している主体において検討いただくと、これは当然必要であると考えているので、この点については、私どもとしても、関係省庁の担当部局に対して、既に重要な点として提示をして、検討をお願いしているという状況である

(保険者代表理事)

そういう負担の在り方については、医療保険者として我々もしっかり整理を求めていくので、我々と支払基金の間の契約についてもぜひ、共に明確にした上で交わしていきたい、毎年度の話であるがよろしく願います。

(理事長)

ご意見を承った。補助金、運用経費については、またしっかりと担当部署と整理をしていきたいと思う。

他に、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

他に質問、意見等がないようであれば、令和4事業年度保健医療情報会計収入支出予算(案)について、原案のとおり決定することとしてよろしいか。

(異議なし)

特段、異議がないと認め、原案のとおり決定し、法令の定めるところにより、厚生労働大臣宛て認可申請の手続を行うこととする。

続いて、議事(5)保険者との契約の改定（案）について、お諮りをする。  
事務局から説明をする。

-----事務局から資料説明-----

保険者との契約の改定（案）について、令和4年度の保険者団体との審査  
支払契約の審査支払手数料、改定のポイントを説明。

(理事長)

それでは、ただいまの保険者との契約の改定（案）について、質問、意  
見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問・意見等がないようであれば、原案のとおり決定することと  
してよろしいか。

(異議なし)

異議なしと認め、原案のとおり決定し、保険者宛て契約改定の手続を取  
り進めることとする。

続いて、報告事項に移る。

報告事項(1)高崎オフィスモデル事業における在宅審査・在宅審査事務の  
試行的実施結果について、報告をする。

令和3年10月の理事会において、令和3年10月から令和4年3月までの間、  
高崎オフィスにおいて試行的に実施、この2月理事会で試行的状況を報告す  
ると説明していたところである。これについては、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

高崎オフィスモデル事業における在宅審査・在宅審査事務の試行的実施  
結果について説明。

(理事長)

それでは、ただいまの高崎オフィスモデル事業における在宅審査・在宅  
審査事務の試行的実施結果について、質問、意見等があればご発言くださ  
い。

(被保険者代表理事)

審査結果からは、在宅勤務と通所勤務の組合せで質と量との面で、おおむね問題がなかったというような報告だと理解した。

スライド83のところの進捗管理とか、部下に対する指導・教育等について支障はなかったようだが、上長はどこで勤務していたかお聞きしたい。

(事務局)

係長以下が対象ということであり、もちろんTeamsとかで会話ができるが、群馬支部は前橋にあるので、そちらに上長がいて、前橋の勤務日等に確認するという体制を取った。

(被保険者代表理事)

取りあえずテストなので、そうやって勤務場所と自宅という感じで対応したということの結果だったと思う。

スライド86で、今後の検討について述べているが、在宅審査事務の実施対象者とか、実施体制の詳細、それから在宅審査事務日数の拡大といったことを検討していくということであるが、今後は上長を含めて在宅勤務を考えられていくということもあると思うが、スライド81のところにある、審査実績ということを出ているが、これは比較になるのが、コロナ禍でもう少し検証を継続していったほうがいいと思う。あと、上長を含めて在宅勤務になるということも含めて考えると、新人の職員の指導教育の実効性をどうやって確保していくのかということを含めて、職員の柔軟な働き方の選択ができるように検討を進めていくということが大事だと思うので、引き続きの検討を、この理事会でも報告というか、最後に結論でこれで行きますというよりかは、検討している過程なんかも報告いただきながら、鋭意検討していただきたいと思いますと思う。

(事務局)

次回の報告は令和4年4月の理事会になると思うが、改革の進捗等について、また定期的な報告をさせていただきたいと考えており、今、幾つかご指摘いただいた点の検証も続けていきたいと思う。

審査実績等は確かに短いスパンであり、今後長期スパンで見ていくことが必要だと考えており、引き続き、報告させていただきたいと考えている。

(理事長)

他に、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

他に、特段の質問、意見等がないようであれば、いただいた意見等について、また改革の状況等を必要に応じて報告、説明をしたいと思います。

次に報告事項(2)第26次審査情報提供（医科）及び第21次審査情報提供（歯科）について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

第26次審査情報提供（医科）及び第21次審査情報提供（歯科）について、医科の医薬品11事例、歯科の処置2事例を説明。

-----

(理事長)

ただいまの第26次審査情報提供（医科）及び第21次審査情報提供（歯科）の説明について、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がないようであれば、次の報告事項(3)であるが、スライド96をお開きいただければと思う。1月の理事会において、国の令和3年度補正予算の成立に伴い、B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給関係業務について、156億円の受入れを行い、予算変更、事業計画、資金計画の変更を議決していただいたが、2月10日付で認可を受けており、ご報告をさせていただきます。

次に、定例報告となるが、既にかなり時間を超過している。この後、ご予約のある理事の方々もおられるので、定例報告については説明を省略させていただきます、後ほどご高覧いただければと思う。

全体を通して、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がないようであれば、本日の理事会はこれをもって閉会とする。

次回の理事会については、3月23日水曜日といつもと違い水曜日となっており、午後3時から開催する予定としているので、よろしくようお願い申し上げます。

令和4年2月28日

理 事 長 神 田 裕 二

保 險 者 代 表 理 事 鳥 海 孝 治

被 保 險 者 代 表 理 事 安 原 三 紀 子